

# 「秋の農業用水路転落事故防止強化期間」の概要について

農業用水路事故を防止するため、「農業用水路安全対策ガイドライン」に基づくソフト対策の一環として、令和2年度より「農業用水路転落事故防止強化期間」を設け、広報・啓発活動を強化。

## 1 時期 年3回

秋 令和5年8月20日（火曜日）～9月20日（金曜日）

（稲刈り前の草刈りなどで、農業用水路に近づく機会が多い時期）

春 令和6年4月20日（土曜日）～5月20日（月曜日）

（春の陽気に誘われ外出が増えるとともに農作業が始まる時期）

冬 令和6年12月1日（日曜日）～12月31日（火曜日）

（降雪期に入り、農業用水路付近での除雪作業により危険性が増す時期）



転落事故防止看板

## 2 秋の強化期間の概要

### (1) 農業用水路危険箇所点検

- 8月20日（火曜日）に、土地改良区、地域住民、市町村、県、警察官が連携し、地域の農業用水路の危険箇所の点検等を実施

新川農林振興センター：黒部市宇奈月町下山地内（黒部署）

富山農林振興センター：富山市八尾町高善寺地内（富山西署）

高岡農林振興センター：射水市本開発地内（射水署）

砺波農林振興センター：砺波市矢木地内（砺波署）

- 点検時において①注意喚起看板の付替え、②危険箇所への進入を防止するための簡易な応急対策、（トラロープやチェーン等）などを実施

### (2) ポスターのぼり旗の掲示など

- 「強化期間」を周知するのぼり旗を掲示
- 強化期間ポスターの掲示



一般向け啓発チラシ



関係者による危険箇所点検

### (3) メディア等を活用した広報・啓発

- 各市町村の広報ツールによる注意喚起
- 富山県ホームページ、Xによる注意喚起

### (4) 関係機関等との連携

- 「安全安心」・「高齢者」・「子ども」の観点から、県の関係部局への情報共有及び関係団体への周知
- 県職員が現場へ出る際には、「一人で行動している高齢者がいないか」「農業用水路に人がいないか」の視点で周囲を注視し、そのような事態があったら、「声かけ」を実施
- その他、県・市町村・土地改良区や工事現場等の事務所でのポスター看板等の掲示 など



秋の事故防止強化期間のポスター



のぼり旗



パトロール車ステッカー



ホームページでの注意喚起



X (旧Twitter) への掲載

【お問い合わせ先】 富山県農林水産部農村整備課 (076-444-3375)  
新川農林振興センター指導課 (0765-22-9138)  
富山農林振興センター指導課 (076-444-4468)

高岡農林振興センター指導課 (0766-26-8443)  
砺波農林振興センター指導課 (0763-32-8125)